

# 開拓伝道援助規定

1985年 3月21日 制定  
1987年 3月21日 改訂  
1988年11月28日 改訂  
1992年 2月11日 改訂  
2000年 3月20日 改訂  
2005年 3月21日 改訂

## (目的)

第1条 この規定は、より効果的また能率的開拓伝道がなされるために、開拓伝道局が援助申請に対していかに対応できるかを示すことを目的とする。

## (援助方式)

第2条 開拓伝道の援助をA方式、B方式及びC方式とする。A方式とは、既にある程度に開拓伝道がなされ、それを引き継ぐ場合である。B方式とは、新たに開拓伝道がなされる場合である。C方式とは、B方式と同様であり、しかも教団所有の集会所または住宅がない場合である。

## (人件費援助)

第3条 どの方式においても教職者給与規定により人件費の援助を行う。ただし、A方式においては援助期間を3年間とし、前記の教職者給与規定による年間支給額の190%を限度とする。B及びC方式においては援助期間を5年間とし、同じく前記の教職者給与規定による年間支給額の300%を限度とする。

## (人件費援助算定基準)

第4条 教職者給与規定の適用に関する算定基準は、年齢、経験及び家族の状況により、開拓伝道局と受給当事者との協議により定める。

## (人件費援助受給方式)

第5条 援助総額を援助期間内に均等に、または年度別に変額して受給することができる。ただし、1年間の受給限度を教職者給与規定による年間支給額の120%とする。

## (住宅費援助)

第6条 C方式においては、妥当な住宅費実費の60か月分と敷金を援助する。それ以降は毎年20%ずつ援助額を減額するものとする。なお、敷金が返還された場合には、開拓伝道基金に返納されるものとする。

(会場費援助)

第7条 C方式においては、集会用の会場費60か月分と権利金または敷金を援助する。それ以降は毎年20%ずつ減額するものとする。なお、敷金等が返還された場合には、開拓伝道基金に返納されるものとする。

(活動費援助)

第8条 どの方式においても、必要に応じて活動費を援助第1年次にのみ50万円を限度として援助する。

(車両費援助)

第9条 どの方式においても、働き人がその開拓伝道等の業務にその所有する自動車を供する場合、毎年6万円を5年間を限度として、責任役員会との協議により必要に応じて援助する。その他細目については交通費、旅費規定を適用する。

(社会保険料等援助)

第10条 どの方式においても、事業主負担社会保険料、退職共済積立及び火災保険料等は5年間を限度として、責任役員会との協議により必要に応じて援助する。

(勤続義務)

第11条 援助受給者は援助終了後、その給与援助を受給した期間は本教団に勤続する義務を有する。

(返済義務)

第12条 援助受給者が妥当な理由なく本人の意思で辞任する場合、援助第1年次の人件費援助受給額を返済する義務を有する。

(報告と指導)

第13条 開拓伝道局より援助を受給する場合は、開拓伝道局長に定期報告をし、また同局長の指導を受ける義務を有する。これは援助終了後でも、責任役員会により、自立教会として認定されるまで継続されるものとする。

(副収入)

第14条 節度ある副業によって必要な収入を得ることは、これを容認する。

(援助資金の調達)

第15条 この規定による援助資金は、開拓伝道基金及びその利息によって調達される。

(その他)

第16条 その他必要事項が生じた場合、責任役員会において協議決定する。

(制定、改廃)

第17条 この規定は、責任役員会の議決を経て、教団総会において制定または改廃されるものとする。

- 2 この規定は、責任役員会の議決を経て、教団総会において制定または改廃の議決がなされ、さらに定められた手続きを経た後、施行されるものとする。